

令和8（2026）年度

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金募集要領

【募集期間】 令和8（2026）年4月1日から

令和9（2027）年3月31日まで



荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係

令和8（2026）年4月1日

※この要領で使用している用語の定義は、「荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付要綱」に定めるものと同じです。

目次

1. 目的	3
2. 補助の種類	3
3. 補助の対象者	3
(1) 相談支援事業所の増員補助	3
(2) 相談支援事業所の新規開設・移転補助	3
(3) 相談支援事業所の協働体制確保補助	3
4. 補助の対象要件	4
(1) 相談支援事業所の増員補助	4
(2) 相談支援事業所の新規開設・移転補助	4
(3) 相談支援事業所の協働体制確保補助	4
5. 補助額	4
(1) 相談支援事業所の増員補助	4
(2) 相談支援事業所の新規開設・移転補助	5
(3) 相談支援事業所の協働体制確保補助	5
6. 対象となる経費	5
7. 申請方法	6
(1) 募集期間	6
(2) 申請期間	6
(3) 提出書類	7
(4) 提出方法	8
(5) 提出先	8
8. 決定方法	8
9. 実績報告	8
(1) 報告期間	8
(2) 提出書類	9
(3) 提出方法	10
(4) 提出先	10
10. 申請・事業実施スケジュール	10
11. 補助対象者の義務	10
12. 補助の取り消し等	10
13. 問合せ先	11
14. 要綱	12

15. 留意事項通知（抜粋）	34
（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	34
（2）児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	36

1. 目的

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 19 項の計画相談支援又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 項の障害児相談支援を行う事業所に対し、区が補助金を交付することにより障害者（児）の相談支援体制を整備し、包括的支援体制の推進を図ることを目的とするものです。

2. 補助の種類

- (1) 相談支援事業所の増員補助
- (2) 相談支援事業所の新規開設・移転補助
- (3) 相談支援事業所の協働体制確保補助

3. 補助の対象者

(1) 相談支援事業所の増員補助

区において令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日までの間に、相談支援専門員又は相談支援員を新規配置し、かつ、要領 4（1）に規定する要件を満たしている相談支援事業者

(2) 相談支援事業所の新規開設・移転補助

ア 新規開設補助

区において令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日までの間に、相談支援事業所の指定（区直営の相談支援事業所は除く）を受けて、区内で相談支援事業所を新たに開設する予定であり、かつ、要領 4（2）アに規定する要件を全て満たしている相談支援事業者

イ 移転補助

区において令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日までの間に、相談支援専門員又は相談支援員を新規配置した相談支援事業者で、増員に伴い区内で移転し、かつ、要領 4（2）イに規定する要件を全て満たしている相談支援事業者

(3) 相談支援事業所の協働体制確保補助

区において令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日までの間に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「障害者総合支援法留意事項通知」という。）第四 1（2）③(一)イ又は児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成

24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「児童福祉法留意事項通知」という。) 第四1(2)③(一)イに規定する他の相談支援事業所と協働により体制を確保する相談支援事業者、かつ、要領4(3)に規定する要件を全て満たしている相談支援事業者

4. 補助の対象要件

各補助に規定するすべてに該当することが要件となります。

(1) 相談支援事業所の増員補助

- ア 直近12か月のうち、相談支援専門員及び相談支援員の数最も多い月に比して、増員となっていること。離職や異動等により減員となった後、12か月以内に新規配置した相談支援専門員又は相談支援員については、欠員を補充したとみなし、補助の対象外とします。
- イ 新規配置した相談支援専門員又は相談支援員が常勤かつ専従であること。
- ウ 前号の相談支援専門員又は相談支援員が区内利用者に対し、1件以上計画相談支援等を行っていること。

(2) 相談支援事業所の新規開設・移転補助

ア 新規開設補助

- (ア) 荒川区基幹相談支援センターが主催する相談支援連絡会に参加し、相談支援の質の向上に努めていること。
- (イ) 区全域を対象として支援を行うこと。

イ 移転補助

- (ア) 要領4(1)の規定による相談支援専門員又は相談支援員を新規配置したこと。
- (イ) 要領4(1)に伴い、新たに相談支援事業所を営業するため区内で移転したこと。

(3) 相談支援事業所の協働体制確保補助

- ア 留意事項通知第四の1(2)③(一)イ(イ)に規定する体制要件、事業所要件及び人員配置要件を満たしていること。
- イ 区内の相談支援事業所と連携を図り、相談支援の質の向上に努めていること。

5. 補助額

(1) 相談支援事業所の増員補助

対象となる相談支援専門員又は相談支援員1人につき、要領4(1)ウに規定する計画相談支援等1件につき次のとおりです。補助期間は申請月から次のいずれかの補助上限額に達するまでになります。

- ア 相談支援専門員

20,000 円とし、1 事業所につき補助上限額は 5,000,000 円とします。

イ 相談支援員

10,000 円とし、1 事業所につき補助上限額は 2,500,000 円とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1 事業所につき補助上限額は 5,000,000 円となります。

(ア) 補助上限に達するまでに相談支援専門員を新規配置したとき。

(イ) 補助上限に達するまでに補助対象者の相談支援員の職種が相談支援専門員となったとき。

※補助上限額の例

例 1：補助上限を達するまでに相談支援専門員 1 人及び相談支援員 1 人を新規配置した場合

⇒補助上限額 5,000,000 円

例 2：補助上限を達するまでに相談支援員 2 人を新規配置した場合

⇒補助上限額 2,500,000 円

例 3：補助上限を達するまでに相談支援員 2 人を新規配置し、うち 1 人の職種が相談支援専門員となった場合

⇒補助上限額 5,000,000 円

(2) 相談支援事業所の新規開設・移転補助

一月につき 24,000 円、ただし 1 事業所につき補助期間は申請月から 1 2 か月です。

(3) 相談支援事業所の協働体制確保補助

一月につき次の各号に掲げる額に常勤かつ専従の相談支援専門員又は相談支援員の数を乗じて得た額とします。ただし 1 事業所につき補助上限額は一月につき 100,000 円とし、補助期間は申請月から 1 2 か月です。

ア 相談支援専門員 20,000 円

イ 相談支援員 10,000 円

6. 対象となる経費

各補助における対象となる経費は以下のとおりです。

補助の種類	補助対象経費
相談支援事業所の増員補助	相談支援事業所の増員に係る人件費（給与、賞与、法定福利費、各種手当など）
相談支援事業所の新規開設・移転補助	相談支援事業所の新規開設又は移転に係る需用費、使用料及び賃借料、通信運搬費、備品購入費など

相談支援事業所の協働体制確保補助

相談支援事業所の協働体制の確保に係る人件費（給与、賞与、法定福利費、各種手当など）、需用費、使用料及び賃借料、通信運搬費、備品購入費など

7. 申請方法

補助期間が年度をまたぐ場合は、年度毎の申請が必要となります。また、補助金申請額は、当該年度分のみが対象となります。翌年度の申請は翌年度の募集要領で御案内します。

(1) 募集期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

(2) 申請期間

補助の種類	申請期間
	<u>（★）が年度をまたぐ場合は令和9（2027）年3月31日が申請期限となります。</u>
相談支援事業所の増員補助	補助対象者を新規配置した日（※）の属する月からその翌月末（★）まで ※提出される雇用契約書で確認します。 例：補助対象者を令和9（2027）年3月20日に新規配置した場合、申請期間は令和9（2027）年3月1日から同年3月31日まで
相談支援事業所の新規開設・移転補助	1 新規開設 開設日（※）の属する月からその翌月末（★）まで ※提出される事業開始届の写しで確認します。 例：開設日が令和8（2026）年7月20日の場合、申請期間は令和8（2026）年7月1日から同年8月31日まで 2 移転補助 移転日（※）の属する月からその翌月末（★）まで ※提出される不動産に係る契約書の写しで確認します。

	例：移転日が令和8（2026）年8月1日の場合、申請期間は令和8（2026）年8月1日から同年9月30日まで
相談支援事業所の協働体制確保補助	<p>協働体制を開始した日（※）の属する月からその翌月末（★）まで</p> <p>※提出される協定書の写しで確認します。</p> <p>例：協定を開始した日が令和8（2026）年12月10日の場合、申請期間は令和8（2026）年12月1日から翌年1月31日まで</p>

（3）提出書類

以下の書類を提出してください。なお、網掛けの様式は区 HP（右記 QR コード）からダウンロードできます。



ア 申請書（すべての補助共通様式）

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付申請書（別記第1号様式）

イ 各補助に必要な添付書類

補助の種類	添付する書類
相談支援事業所の増員補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金調書（増員補助）（別記第9号様式） ・ 相談支援専門員及び相談支援員の配置状況報告書（別記第9—2号様式） ・ 補助対象者の資格に関する資料 ・ 補助対象者の雇用契約書
相談支援事業所の新規開設・移転補助	<ol style="list-style-type: none"> 1 新規開設 障害者総合支援法第79条の規定に基づく事業開始届の写し 2 移転補助 <ol style="list-style-type: none"> (1) 移転先の不動産に係る契約書の写し (2) 荒川区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則第4条に規定する変更届出書の写し

相談支援事業所の協働体制確保補助

- ・ 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金調書（協働体制確保補助）（別記第10号様式）
- ・ 障害者総合支援法留意事項通知第四の1(2)③(一)イ(イ)a(c)又は児童福祉法留意事項通知第四の1(2)③(一)イ(イ)a(c)の規定に基づく協定書の写し

(4) 提出方法

荒川区障害者福祉課障害サービス係へ関係書類を直接提出してください。

(5) 提出先

荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係（区役所1階 ①番窓口）

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

8. 決定方法

原則、申請書類の内容で審査を行います。必要に応じてヒアリング等を行う場合もあります。

審査の上、適当と認めた申請者へは、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付決定通知書を交付します。

9. 実績報告

補助期間が年度をまたぐ場合は、年度毎の実績報告が必要となります。

(1) 報告期間

令和9（2027）年4月1日から令和9（2027）年4月15日まで

ただし、令和8（2026）年度途中で事業が終了したとき（※）は、速やかに区に連絡の上、区が別途指定する日までに報告してください。

※事業が終了したときとは、以下のとおりです。

- ・ 増員補助対象者が補助上限を達成するまでに退職したとき。
- ・ 増員補助の補助上限を達成したとき。
- ・ 新規開設補助対象者が補助対象期間中に営業停止又は指定取消をしたとき。
- ・ 移転補助対象者が補助対象期間中に営業停止又は指定取消をしたとき。
- ・ 協働体制確保補助対象者が補助対象期間中に協働体制を終了したとき。

(2) 提出書類

以下の書類を提出してください。なお、**網掛け**の様式は区 HP (右記 QR コード) からダウンロードできます。



ア 実績報告書 (すべての補助共通様式)

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金実績報告書 (別記第 8 号様式)

イ 各補助に必要な添付書類

補助の種類	添付する書類
相談支援事業所の増員補助	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助事業実績報告調書 (増員補助) (別記第 1 1 号様式) ・補助対象相談員の勤怠状況を証する資料 ・補助対象相談員の計画相談支援等の状況を証する資料 ・収支決算書
相談支援事業所の新規開設・移転補助	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援等の状況を証する資料
相談支援事業所の協働体制確保補助	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助事業実績報告調書 (協働体制確保補助) (別記第 1 2 号様式) ・障害者総合支援法留意事項通知第四 1 (2) ③ (一)イ(イ)a(c)又は児童福祉法留意事項通知第四 1 (2) ③(一)イ(イ)a(c)の規定に基づくケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上実施したことを証する資料 ・障害者総合支援法留意事項通知第四 1 (2) ③ (一)イ(イ)b(b)又は児童福祉法留意事項通知第四 1 (2) ③(一)イ(イ)b(b)の規定に基づく専門部会に参加し、個別事例の報告等を行ったことを証する資料 ・常勤かつ専従の相談支援専門員及び相談支援員の勤怠状況を証する資料 ・収支決算書

(3) 提出方法

荒川区障害者福祉課障害サービス係へ関係書類を直接提出してください。

(4) 提出先

荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係（区役所1階 ①番窓口）

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

10. 申請・事業実施スケジュール

【事業者】申請期間	令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までに申請してください。
【区】 決定通知	申請受理後、1か月程度を目途に通知します。
【事業者】実績報告	令和9（2027）年4月1日から令和9（2027）年4月15日まで又は別途指示する日までに「実績報告書」の提出をお願いします。
【区】 額の確定	実績報告書をもとに額を確定します。
【事業者】交付請求	補助金額の確定後、請求書の提出をお願いします。
【区】 補助金交付	請求書受理後、補助金を交付します。

11. 補助対象者の義務

- (1) 補助対象者は、交付決定を受けた後、やむを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付変更・中止承認申請書（別記第5号様式）（右記QRコード（区HP）からダウンロードできます。）を提出し、別途承認を受ける必要があります。
- (2) 区から求めがあった場合には、補助事業の遂行状況等を報告していただきます。
- (3) 補助対象者は、補助事業にかかる収入と支出に関する帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。
- (4) その他、要綱の規定を遵守してください。




12. 補助の取り消し等

補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を求めます。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 荒川区暴力団排除条例第9条の規定に基づき、補助金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めたことが判明したとき。

13. 問合せ先

荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3
 03-3802-3417 (直通)

14. 要綱

○荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付要綱

令和7年3月24日制定
6 荒福障第8200号
(副区長決定)

(通則)

第1条 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金の交付については、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、計画相談支援等を行う事業所に対し、区が補助金を交付することにより障害者及び障害児の相談支援体制を整備し、障害者及び障害児に対する包括的支援体制の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画相談支援等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第19項の計画相談支援又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項の障害児相談支援をいう。
- (2) 相談支援事業者 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者又は児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者である者をいう。
- (3) 相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項の特定相談支援事業所又は児童福祉法第24条の28第1項の障害児相談支援事業所である区内の事業所をいう。
- (4) 基幹相談支援センター 障害者総合支援法第77条の2の基幹相談支援センターをいう。
- (5) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定計画相談支援事業基準」という。)第3条第1項の相談支援専門員又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定障害児相談支援事業基準」という。)第3条第1項の相談支援専門員である者をいう。
- (6) 相談支援員 指定計画相談支援事業基準第3条第4項の相談支援員又は指定障害児相談支援事業基準第3条第4項の相談支援員である者をいう。
- (7) 常勤 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「障害者総合支援法指定基準解釈通知」という。)第二2(3)又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日付け障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「児童福祉法指定基準解釈通知」という。)第二2(1)の常勤をいう。
- (8) 専従 障害者総合支援法指定基準解釈通知第二2(4)又は児童福祉法指定基準解釈通知第二2(4)の専従をいう。
- (9) 新規配置 区内の相談支援事業所に新たに相談支援専門員又は相談支援員(区内の他の相談支援事業所に既に配置されている者を除く。)を配置することをいう。

(補助の種類等)

第4条 補助の種類は次に掲げるとおりとし、補助の対象となる経費は別表第1に掲げる経費のうち、区長が認めるものとする。

- (1) 相談支援事業所の増員補助

- (2) 相談支援事業所の新規開設又は移転補助
- (3) 相談支援事業所の協働体制確保補助

(補助対象者)

第5条 補助の対象となるものは、次の各号に掲げる補助の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 相談支援事業所の増員補助
 - ア 相談支援専門員又は相談支援員を新規配置する相談支援事業者であること。
 - イ 相談支援事業所の相談支援専門員及び相談支援員の数が、直近12か月のうち最も多い月に比して増員となっていること（離職、異動等により減員となった後、12か月以内に相談支援専門員又は相談支援員を新規配置した場合を除く。）。
 - ウ 新規配置した相談支援専門員又は相談支援員が常勤かつ専従であること。
 - エ ウの相談支援専門員又は相談支援員が、区内利用者に対し1件以上計画相談支援等を行っていること。
- (2) 相談支援事業所の新規開設又は移転補助
 - ア 新規開設補助
 - (ア) 区の相談支援事業所の指定（区直営の相談支援事業所に対するものを除く。）を受けて区内で相談支援事業所を新たに開設する予定である相談支援事業者であること。
 - (イ) 区が設置する基幹相談支援センターが主催する相談支援連絡会に参加し、相談支援の質の向上に努めていること。
 - (ウ) 区全域を対象として支援を行うこと。
 - イ 移転補助 相談支援専門員又は相談支援員を新規配置し、かつ、増員に伴い区内で移転した相談支援事業者であること。
- (3) 相談支援事業所の協働体制確保補助
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「障害者総合支援法留意事項通知」という。）第四1（2）③（一）イ又は児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日付け障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「児童福祉法留意事項通知」という。）第四1（2）③（一）イに規定する他の相談支援事業所と協働により体制を確保する相談支援事業者であること。
 - イ 障害者総合支援法留意事項通知第四1（2）③（一）イ（イ）又は児童福祉法留意事項通知第四1（2）③（一）イ（イ）に規定する体制要件、事業所要件及び人員配置要件を満たしていること。
 - ウ 区内の相談支援事業所と連携を図り、相談支援の質の向上に努めていること。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 相談支援事業所の増員補助 補助に係る相談支援専門員又は相談支援員が行った計画相談支援等1件につき、次に掲げる額とする。
 - ア 相談支援専門員
2万円とし、1事業所につき500万円を上限とする。
 - イ 相談支援員
1万円とし、1事業所につき250万円を上限とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1事業所につき500万円を上限とする。

(ア) 補助上限額に達するまでに相談支援専門員を新規配置したとき。

(イ) 補助上限額に達するまでに補助対象者の相談支援員の職種が相談支援専門員となったとき。

(2) 相談支援事業所の新規開設又は移転補助 1月につき2万4,000円。ただし、補助期間は1事業所につき申請月から12か月間とする。

(3) 相談支援事業所の協働体制確保補助 1月につき、次に掲げる額に常勤かつ専従の相談支援専門員又は相談支援員の数を乗じて得た額。ただし、1事業所につき1月当たり10万円を上限とし、補助期間は申請月から12か月間とする。

ア 相談支援専門員 2万円

イ 相談支援員 1万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付申請書(別記第1号様式)に別表第2に掲げる必要な書類を添えて別に定める期日までに区長に申請するものとする。

2 前項の規定は、前年度にこの要綱に基づき補助金の交付の決定を受けた相談支援事業者で、継続して補助金の交付を受けようとするものの申請について準用する。

(補助金の交付決定等)

第8条 区長は、前条の規定による申請の内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

3 区長は、第1項の規定による決定に際して、別紙の補助条件を付するものとする。

(変更又は中止の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、当該決定に係る事業計画の内容を変更し、又は当該決定に係る事業を中止しようとするときは、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付変更・中止承認申請書(別記第4号様式)を提出して区長の承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の規定による変更又は中止の承認申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付変更・中止承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が終了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金実績報告書(別記第6号様式)に別表第3に掲げる書類のうち補助対象期間に係るものを添えて別に定める期日までに区長に提出するものとする。

(補助金額の確定等)

第11条 区長は、前条の規定により実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書等の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金確定通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定により補助金確定通知書を受けた補助事業者は、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付請求書（別記第8号様式）を区長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付が暴力団（荒川区暴力団排除条例（平成24年荒川区条例第2号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- （4） その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 実績報告

補助事業者は、補助事業が終了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金実績報告書に別表第3に掲げる書類のうち補助対象期間に係るものを添えて指定された期日までに区長に提出しなければならない。

第2 立入検査

区長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

第3 決定の取消し

区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 1の規定は、補助金の額を確定した後においても適用する。

第4 補助金の返還

区長は、第3の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第5 違約加算金及び延滞金

1 補助事業者は、第3の1規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、第4の規定によりその返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、第4の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第6 延滞金の計算

第5の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第7 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が第4の規定により補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、区長は、補助事業者に対し同種の事務又

は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第8 帳簿等の整備及び保存

1 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、区長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

別表第 1（第 4 条関係）

補助の種類	補助対象経費
相談支援事業所の増員補助	相談支援事業所の増員に係る人件費（給与、賞与、法定福利費、各種手当等）
相談支援事業所の新規開設又は移転補助	相談支援事業所の新規開設又は移転に係る需用費、使用料及び賃借料、通信運搬費、備品購入費等
相談支援事業所の協働体制確保補助	相談支援事業所の協働体制の確保に係る人件費（給与、賞与、法定福利費、各種手当等）、需用費、使用料及び賃借料、通信運搬費、備品購入費等

別表第 2（第 7 条関係）

補助の種類	添付する書類
相談支援事業所の増員補助	<ol style="list-style-type: none"> 1 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金調書（増員補助）（別記第 9 号様式） 2 相談支援専門員及び相談支援員の配置状況報告書（別記第 9 - 2 号様式） 3 補助対象者の資格に関する資料 4 補助対象者の雇用契約書
相談支援事業所の新規開設又は移転補助	<ol style="list-style-type: none"> 1 新規開設 障害者総合支援法第 7 9 条の規定に基づく事業開始届の写し 2 移転補助 （1）移転先の不動産に係る契約書の写し （2）荒川区指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年荒川区規則第 2 7 号）第 4 条に規定する変更届出書の写し
相談支援事業所の協働体制確保補助	<ol style="list-style-type: none"> 1 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金調書（協働体制確保補助）（別記第 1 0 号様式） 2 障害者総合支援法留意事項通知第四 1（2）③（一）イ（イ）a（c）又は児童福祉法留意事項通知第四 1（2）③（一）イ（イ）a（c）の規定に基づく協定書の写し

別表第3（第10条関係）

補助の種類	添付する書類
相談支援事業所の増員補助	<ol style="list-style-type: none"> 1 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助事業実績報告調書（増員補助）（別記第11号様式） 2 補助対象相談員の勤怠状況を証する資料 3 補助対象相談員の計画相談支援等の状況を証する資料 4 収支決算書
相談支援事業所の新規開設又は移転補助	計画相談支援等の状況を証する資料
相談支援事業所の協働体制確保補助	<ol style="list-style-type: none"> 1 荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助事業実績報告調書（協働体制確保補助）（別記第12号様式） 2 障害者総合支援法留意事項通知第四1（2）③（一）イ（イ）a（c）又は児童福祉法留意事項通知第四1（2）③（一）イ（イ）a（c）の規定に基づくケース共有会議、事例検討会等を月2回以上実施したことを証する資料 3 障害者総合支援法留意事項通知第四1（2）③（一）イ（イ）b（b）又は児童福祉法留意事項通知第四1（2）③（一）イ（イ）b（b）の規定に基づく専門部会に参加し、個別事例の報告等を行ったことを証する資料 4 常勤かつ専従の相談支援専門員及び相談支援員の勤怠状況を証する資料 5 収支決算書

年 月 日

荒川区長 殿

所在地
団体名
代表者名

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付申請書

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助の種類

- 相談支援事業所の増員補助
- 相談支援事業所の新規開設・移転補助
- 相談支援事業所の協働体制確保補助

2 事業所の名称

3 交付申請額 金 _____ 円

4 添付書類

添付資料一覧表のとおり

所在地
団体名
代表者名 様

荒川区長

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金は、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。
なお、交付する補助金の額については、同要綱第10条に規定する実績報告をもって確定します。

1 決定した補助の種類

- 相談支援事業所の増員補助
- 相談支援事業所の新規開設・移転補助
- 相談支援事業所の協働体制確保補助

2 申請年度の補助金の交付予定額 金 _____ 円

3 交付決定の条件

別紙の補助条件を遵守すること

第 号
年月日

所在地
団体名
代表者名 様

荒川区長

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金は、荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 不交付を決定した補助の種類

- 相談支援事業所の増員補助
- 相談支援事業所の新規開設・移転補助
- 相談支援事業所の協働体制確保補助

2 不交付の理由

荒川区長 殿

所在地
団体名
代表者名

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日付け荒 第 号に係る荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金について、次のとおり変更・中止したいので申請いたします。

1 補助の種類

- 相談支援事業所の増員補助
- 相談支援事業所の新規開設・移転補助
- 相談支援事業所の協働体制確保補助

2 変更内容

3 変更・中止理由

4 変更・中止前交付決定額 金 円

5 変更・中止後交付申請額 金 円

6 差引増減額 金 円

第 号
年月日

所在地
団体名
代表者名 様

荒川区長

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金変更・中止承認（不承認）通知書

年 月 日付け荒 第 号で交付決定した荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金は、変更・中止承認（不承認）します。

1 補助の種類

- 相談支援事業所の増員補助
- 相談支援事業所の新規開設・移転補助
- 相談支援事業所の協働体制確保補助

2 条件（理由）

3 交付決定済額 金 円

4 変更・中止増減額 金 円

5 変更・中止後交付決定額 金 円

年 月 日

（報告先）荒川区長 殿

所在地
団体名
代表者名

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金実績報告書

年 月 日付け荒 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助の種類

- 相談支援事業所の増員補助
- 相談支援事業所の新規開設・移転補助
- 相談支援事業所の協働体制確保補助

2 補助金交付決定額 金 円

3 補助金精算額 金 円

4 添付書類

添付資料一覧表のとおり

所在地
団体名
代表者名 様

荒川区長

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金確定通知書

年 月 日付け荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助の種類
 - 相談支援事業所の増員補助
 - 相談支援事業所の新規開設・移転補助
 - 相談支援事業所の協働体制確保補助
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金確定額 金 円
- 4 補助金差引額 金 円

別記第8号様式（第12条関係）

年 月 日

（請求先）荒川区長

所在地
団体名
代表者名

印

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金交付請求書

年 月 日付け荒 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助の種類

- 相談支援事業所の増員補助
- 相談支援事業所の新規開設・移転補助
- 相談支援事業所の協働体制確保補助

2 金額 金 円

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金調書（増員補助）

事業者名 _____

(1) 新規配置する相談支援専門員又は相談支援員

	氏名	職種	新規配置の日	備考
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	

(2) 年度の計画相談支援等件数見込

	ア 相談支援専門員 サービス利用支援件数 障害児支援利用援助件数	ア 相談支援専門員 継続サービス利用支援件数 継続障害児支援利用援助件数	イ 相談支援員 継続サービス利用支援件数 継続障害児支援利用援助件数	補助金の額
4月				0円
5月				0円
6月				0円
7月				0円
8月				0円
9月				0円
10月				0円
11月				0円
12月				0円
1月				0円
2月				0円
3月				0円
合計	0件	0件	0件	0円

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金調書（協働体制確保補助）

事業者名 _____

(1) 常勤かつ専従の相談支援専門員又は相談支援員

	氏名	職種	相談支援従事者初任者研修 修了日※	相談支援従事者現任研修 修了日※
1			年 月 日	年 月 日
2			年 月 日	年 月 日
3			年 月 日	年 月 日
4			年 月 日	年 月 日
5			年 月 日	年 月 日

※相談支援専門員の場合のみ記入してください。

(2) 年度の常勤かつ専従の相談支援専門員数及び相談支援員数見込

	相談支援専門員数	相談支援員数	補助金の額	備考
4月			0円	
5月			0円	
6月			0円	
7月			0円	
8月			0円	
9月			0円	
10月			0円	
11月			0円	
12月			0円	
1月			0円	
2月			0円	
3月			0円	
合計	0人	0人	0円	

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助金調書（増員補助）

事業者名 _____

(1) 新規配置した相談支援専門員又は相談支援員

	氏名	職種	新規配置の日	備考
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	

(2) 年度の計画相談支援等件数実績

	ア 相談支援専門員 サービス利用支援件数 障害児支援利用援助件数	ア 相談支援専門員 継続サービス利用支援件数 継続障害児支援利用援助件数	イ 相談支援員 継続サービス利用支援件数 継続障害児支援利用援助件数	補助金の額
4月				0円
5月				0円
6月				0円
7月				0円
8月				0円
9月				0円
10月				0円
11月				0円
12月				0円
1月				0円
2月				0円
3月				0円
合計	0件	0件	0件	0円

※以下の資料を添付してください。

- 1 補助対象期間における補助対象相談員の勤怠状況を証する資料
- 2 補助対象相談員の計画相談支援等の状況を証する資料
- 3 収支決算書

荒川区指定特定相談支援事業所体制整備補助事業実績報告調書（協働体制確保補助）

事業者名 _____

(1) 常勤かつ専従の相談支援専門員又は相談支援員

	氏名	職種	相談支援従事者初任者研修 修了日※	相談支援従事者現任研修 修了日※
1			年 月 日	年 月 日
2			年 月 日	年 月 日
3			年 月 日	年 月 日
4			年 月 日	年 月 日
5			年 月 日	年 月 日

※相談支援専門員の場合のみ記入してください。

(2) 年度の常勤かつ専従の相談支援専門員数及び相談支援員数実績

	相談支援専門員数	相談支援員数	補助金の額	備考
4月			0円	
5月			0円	
6月			0円	
7月			0円	
8月			0円	
9月			0円	
10月			0円	
11月			0円	
12月			0円	
1月			0円	
2月			0円	
3月			0円	
合計	0人	0人	0円	

※以下の資料を添付してください。

- 1 障害者総合支援法留意事項通知第四1(2)③(一)イ(イ)a(c)又は児童福祉法留意事項通知第四1(2)③(一)イ(イ)a(c)の規定に基づくケース共有会議、事例検討会等を月2回以上実施したことを証する資料
- 2 障害者総合支援法留意事項通知第四1(2)③(一)イ(イ)b(b)又は児童福祉法留意事項通知第四1(2)③(一)イ(イ)b(b)の規定に基づく専門部会に参加し、個別事例の報告等を行ったことを証する資料
- 3 常勤かつ専従の相談支援専門員及び相談支援員の勤怠状況を証する資料
- 4 収支決算書

15. 留意事項通知（抜粋）

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第一 （略）

第二 （略）

第三 （略）

第四 （略）

1 （略）

（１） （略）

（２） （略）

① （略）

② （略）

③ （略）

（一）

ア （略）

イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合

（ア）趣旨

障害福祉サービス等の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定特定相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び 24 時間の連絡体制が確保されていることにより、(二)のア及びイ、(三)のア及びイ並びに(四)のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。

（イ）要件

次の a から c までに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。

a 体制要件

次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。

(a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。

(b) 機能強化型サービス利用支援費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月 1 回)に確認が実施されていること。

(c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

b 事業所要件

次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

(a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、計画相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。

(b) 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

c 人員配置要件（各事業所）

当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。

(二) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、3 名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。

イ 24 時間の連絡体制

24 時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。

ウ (略)

エ (略)

(三) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。

ただし、2 名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(-)のアの(ア)の b を参照すること。

イ 24 時間の連絡体制

(二) のイの規定を準用する。

ウ (略)

エ (略)

(四) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、現任研修修了者 1 名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(-)のアの(ア)の b を参照すること。

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第一 (略)

第二 (略)

第三 (略)

第四 (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

(一)

ア (略)

イ 複数事業所が協働により体制を確保する場合

(ア) 趣旨

障害児通所支援の利用者が少ないあるいは地域に分散している等により、単独の事業所で機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たすことが困難であっても、複数の指定障害児相談支援事業所間で一体的に管理運営を行うための必要な体制を構築した上で、当該事業所全体をもって人員配置及び 24 時間の連絡体制が確保されていることにより、(二)のア及びイ、(三)のア及びイ並びに(四)のアに規定する要件を満たすことを可能とするものである。

(イ) 要件

次の a から c までに掲げる要件をいずれも満たしているものでなければならない。

a 体制要件

次の(a)から(c)までに掲げる要件をいずれも満たしていること。

- (a) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- (b) 機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認が実施されていること。
- (c) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上共同して実施していること。なお、会議等については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。

b 事業所要件

次の(a)又は(b)に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、原則として同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。

- (a) 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、障害児相談支援基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
- (b) 地域生活支援拠点等を構成する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

c 人員配置要件（各事業所）

当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。

(二) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、3 名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)の b を参照すること。

イ 24 時間の連絡体制

24 時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。

ウ (略)

エ (略)

(三) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、2 名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)の b を参照すること。

イ 24 時間の連絡体制

(二)のイの規定を準用する。

ウ (略)

エ (略)

(四) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)について

ア 人員配置要件

常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、現任研修修了者 1 名を除いた相談支援専門員については、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の

他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、その他の兼務の取扱いについては、(一)のアの(ア)のbを参照すること。

イ (略)

ウ (略)

エ (略)